

大分市公告第217号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大分市契約事務規則（昭和39年大分市規則第12号）第25条の規定に基づき公告する。

令和4年5月27日

大分市長 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 住吉町1丁目外5地区地籍調査（FⅡ-2・G工程）業務委託
- (2) 履行場所 大分市住吉町1～2丁目、勢家町1～2丁目、千代町3～4丁目
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和4年12月15日まで
- (4) 業務内容 FⅡ-2工程（一筆地測量）
G工程（地積測定）
調査面積 0.19km²
- (5) 最低制限価格 設けない

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 大分市物品等供給契約に係る入札参加有資格者名簿の業種「サービス業」取扱品目「地籍調査」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても、大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成12年大分市告示第477号）又は大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成21年大分市告示第553号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (5) 入札予定日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (7) 公告日から過去10年間以内において、国土調査法に基づく地籍調査業務の調査工程を履行した実績を有する者、又は国土調査法19条5項の指定を受けた業務を履行した実績を有する者であること。
- (8) 配置する技術者は、下表に記載する者とし、主任技術者については常駐を原則とする。

また、各技術者は兼任できないものとする。

職名	必要とする資格	【資格】
主任技術者	A及び B・C・D・E・F・Gのいずれか	A：測量士
受託監督者		B：土地家屋調査士
受託検査者		C：土地改良換地士 D：土地区画整理士 E：地籍主任調査員 F：地籍調査管理技術者 G：地籍工程管理士

- (9) 大分市内に本店があること。

3 入札手続等

(1) 契約担当課

大分市荷揚町2番31号 大分市役所 6階

土木建築部土木管理課（庶務担当班） 電話 097-537-5630

(2) 本公告内容の交付の期間、場所及び方法

① 交付期間

令和4年5月27日（金）から令和4年6月9日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

② 交付場所及び方法

インターネット（大分市役所ホームページ <http://www.city.oita.oita.jp/>）によるほか、土木建築部土木管理課（地籍調査担当班）においても交付する。

(3) 本業務に係る設計書等（以下「設計書等」という。）の交付・閲覧の期間及び場所

① 交付・閲覧期間

3の（2）の①に同じ

② 交付・閲覧場所

大分市荷揚町2番31号 大分市役所 6階

土木建築部土木管理課（地籍調査担当班） 電話097-537-5766

(4) 設計書等の質疑応答

① 設計書等に質問がある場合には、次により書面で持参すること。

ア 提出期間

令和4年5月30日(月)から令和4年6月3日(金)までの
午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出場所

3の(3)の②に同じ

② ①の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

質問があった翌日から起算して2日後までに開始し、入札予定日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

イ 閲覧場所

3の(3)の②に同じ

(5) 競争入札参加資格確認申請書及び競争参加資格を確認する資料(以下「申請書等」という。)の提出期間及び方法

① 提出期間

令和4年5月27日(金)から令和4年6月9日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

② 提出方法

申請書等は、別紙様式第1号により作成し、土木管理課(3の(3)の②に同じ)に持参すること。

③ その他

申請書等を期限内に提出しなかった者又は契約担当者が競争参加資格を有していないと認められた者は、当該入札に参加することができない。

4 現場説明会 実施しない。

5 入札保証金 免除とする。

6 入札(開札)の日時、場所及び方法

(1) 日 時 令和4年6月10日(金) 午後1時50分

(2) 場 所 大分市荷揚町2番31号 大分市役所 9階 第2入札室

(3) 入札方法

入札場所に入札書を持参することとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札回数

原則として2回までとし、落札者がいない場合は、随意契約に移行するものとする。

(5) 入札金額

入札書に記載する金額は、1の(3)に記す履行期間(契約締結日の翌日から令和4年12月15日まで)全体に対する金額であること。

(6) その他

- ① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ② 入札者が代理人の場合は、当日委任状を持参すること。

7 競争入札参加資格の確認及び落札者の決定等

- (1) 開札後は、最低価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し、開札を終了する。
- (2) 開札終了後、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者(以下「落札候補者」という。)の申請書等について審査し、落札候補者が競争参加資格を満たしていることを確認した場合には、当該落札候補者を落札者として決定するものとし、競争参加資格を満たしていないことを確認した場合には、当該落札候補者を除いて予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)が競争参加資格を満たしていることを確認した上で、次順位者を落札者とするものとする。ただし、次順位者が、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、順に同様の手続きを行うものとし、競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。

なお、落札者を決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表するものとする。

8 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、7の通知日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認められた理由について、書面(様式は自由)を持参して説明を求めることができるものとする。なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、書面の提出があった日の翌日から起算して8日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。
- (3) (1)の書面の提出先は、3の(3)の②とする。

9 契約保証金 大分市契約事務規則第7条第8号の規定により免除とする。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- ① 入札者としての資格のない者のした入札

- ② 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- ③ 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- ④ 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- ⑤ 入札金額を訂正した入札
- ⑥ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- ⑦ 郵送による入札
- ⑧ 公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- ⑨ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- ⑩ 設計書等の交付を受けていない者のした入札
- ⑪ 前各号に定めるもののほか、契約担当者において、特に指定した事項に違反した入札

11 支払条件

前金払あり（ただし、請負代金額が130万円以下の場合はない）

12 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び大分市契約事務規則の定めるところによる。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のアからウのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。
 - この場合において、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
 - ア 指名停止要領に基づく指名停止措置を受けた場合
 - イ 排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合
 - ウ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が、(3)のアからウのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消を行うことができるものとする。
 - この場合において、契約担当者は落札決定の取消に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (5) この一般競争入札に参加しようとした者の名称並びに、その者のうち当該入札に参加せなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。
- (6) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (7) その他不明な点は、大分市土木建築部土木管理課（地籍調査担当班）まで照会のこと。

電話 097-537-5766